

最近内務省に於ける路政關係行政處分例

M

I

生

◎土木地方債許可概要

許可月日	許可額	目的
一二、一九	八、二〇〇	道路改修費其他
一二、一三	七二七、九〇〇	上水道布設費(借替)
"	一二三、〇〇〇	土木事業費、大和川改修費分擔金
一二、一四	一二二、八〇〇	耕地事業災害復舊費
"	五六、〇〇〇	國道改修費、國道鋪裝費
"	一〇、〇〇〇	宇野港修築費寄附金
一三、二〇〇	四、〇〇〇	河川改修費負擔金
"	三、五〇〇	道路鋪裝費
二九、六〇〇	市道改修費	渡船設備費寄附金
四、四〇〇	縣營渡船場寄附金	市

防	盛	防	高	奈	宇	玉	爲	屋	神	國
府	都	府	岡	良	宇	高	島	岡	代	體
市	市	市	山	山	市	市	島	岡	府	府
縣	町	町	野	良	村	町	野	岡	代	市
市	市	市	山	山	村	市	山	岡	村	村
市	町	町	岐	岐	手	口	木	木	口	道
縣	縣	縣	板	板	縣	口	山	山	形	縣
縣	縣	縣	岡	岡	縣	口	山	山	口	縣

新潟縣	奈良縣	和歌山縣	香川縣
兵庫縣	兵庫縣	兵庫縣	高松市
田邊町外六ヶ村組合	飯田川水害撥防組合	岐宿村	秋田縣
名古屋市	千葉縣	松島村	
青森縣	奈良縣	和歌山縣	
鳥谷市	賀茂縣	縣	
鳥島町	島根縣	縣	
鳥島縣	縣	縣	

六一、七五〇	雄物川左岸用水改良事業費
一七、二〇〇	東北振興、村道開設、
一一四、〇〇〇	災害防止林、森林治水
四五、〇〇〇	上水道水源設備擴張費
五、二〇〇	上水道布設費
一三、二〇〇	道路改修費寄附金
九三、〇〇〇	米田川改修費
二五、〇〇〇	神崎川上流改修費
八、五〇〇	飯田川改修費負擔金
七四、五〇〇	都市計畫街路事業費
七三〇、〇〇〇	土木事業費
五二二、三〇〇	道路改良費
四八七、一〇〇	土木事業費
四〇〇、〇〇〇	都市計畫事業費
三〇八、八〇〇	失業應急(土木)
一七、九〇〇	河川改修費分擔金
九〇、〇〇〇	都市計畫下水道敷設費
一六四、〇〇〇	道路改良河川埋立費
一一七、五〇〇	上水道敷設費
一二、七〇〇	都市計畫街路改良費

下水道改良費	岡崎市	宮津町	京都府	知縣
用排水改良事業負擔金	富山市	小松町	千葉縣	
災害豫防対策排水改良費	三重縣	郡	葉口	縣
道路改修費	豊能郡	福岡縣	京都府	
港灣修築費寄附金	熊野郡	和歌山縣	京都府	
災害復舊費	高田郡	福崎郡	京都府	
木曾川増補工事負擔金	上村町	富岡郡	京都府	
洞海灣修築費負擔金	本村町	青森縣	京都府	
道路改修費負擔金	幡能村	大河内郡	京都府	
排水改良費	崎村	伊豫郡	京都府	
道路改修並新設費	畑村	日高郡	京都府	
河川改修費寄附金	市	高崎郡	京都府	
砂川改修費負擔金	郡	伊豆郡	京都府	
用排水改良事業費	新尾崎普通水利組合	郡	京都府	
旱害地救濟用排水改良費	千葉縣	郡	京都府	
村道開設費	雄神村	郡	京都府	
	千葉縣	郡	京都府	
	三重縣	郡	京都府	

八〇、〇〇〇	港灣修築費寄附金	豐橋市	愛知縣
四六三、二〇〇	都市計畫事業費	京都市	京都府
一、〇〇〇	淺瀬川改良事業費地元寄附金	早和堰普通水利組合	"
一三〇、〇〇〇	電氣航道布設費	"	"
三六、〇〇〇	都市計畫事業費	"	"
八一、二〇〇	青森港修築費寄附金	"	"
一、二〇〇	砂川改良事業費寄附金	雄神村	青森市
一四、三〇〇	道路改修費寄附金	佐久根町	伊豫山村
五〇、〇〇〇	縣營埋立事業費寄附金	多度津町	阿久根町
一五、〇〇〇	漁港修築費寄附金	千渴水害豫防組合	大利根用水普通組合
一六五、五〇〇	縣營排水事業費寄附金	岐阜縣	愛岐縣
八四、五〇〇	"	吉田縣	知多縣
九、一〇〇	縣營新川支線沿岸用排水 改良事業費寄附金	大河内町	豊橋市
六〇、〇〇〇	指定府縣道改善事業費	大河内町	豊橋市
一〇、〇〇〇	河川災害改修費地元寄附金	吉野村	豊橋市
二、五〇〇	妻谷川改良地元寄附金	大河内町	豊橋市
六、九〇〇	河川改良費負擔金	岐阜縣	豊橋市
三九、三〇〇	上水道買收擴張費	秋葉村	豊橋市
三五、〇〇〇	河川改修費負擔金	神奈川縣	豊橋市
五、五〇〇	獨立事業費	奈良縣	豊橋市

◎ 土地收用事業認定

土地收回事業認定にして官報に告示せられたるもの左の如し。

北海道

◎軌道法に依る申請に對する處分

特別設計許可

○札幌市營軌道 軌道工事方法變更認可並

岩手郡富士見町	岩手登山乗合自動車合資會社	條件附免許
沼津市地内 (延長)	東海自動車株式會社	免許
四方町、大廣田村間外二線 (〃)	酒井常太郎	免許
四方町、東岩瀬町間 (〃)	奈良自動車株式會社	免許
奈良市地内 (〃)	岩田精一京都市	免許
中京區、下京區間 (讓渡)	越中鐵道株式會社	免許
中京區、右京區間 (延長)	京都都市	免許
下京區地内 (〃)	同	免許
左京區北白川久保田町間 (〃)	藤井檜七郎	一部免許
右京區西院淳和院町(西大路西條)間 (〃)	同	免許
右京區嵯峨天龍寺造路町(嵐山)間 (〃)	同	免許
右京區嵐山中尾下町間 (〃)	京都都市	免許
上京區小山下内河原町(北大路橋)間 (〃)	京都都市	免許
同區上賀茂野久神町間 (〃)	京都都市	免許
中京區西ノ京兩町間 (〃)	京都都市	免許
同區京伯樂町間 (〃)	京都都市	免許
上京區笠置野東町間 (〃)	京都都市	免許
同區衣笠北通町間 (〃)	京都都市	免許
南區熱田新田東組間 (〃)	京都都市	免許
同區下ノ一色 (〃)	京都都市	免許
愛知	名古屋市	免許
手岡山	奈良都	免許
岩石村、西山村間 (新規)	岩手登山乗合自動車合資會社	條件附免許

札幌市申請に係る停公線及一條線に於ける工事方法變更認可並

及車體外有效幅員特別設計の件は停公線自北一條西四丁目

り認可ありたり。

一至南一條西四丁目一間四一〇米に軌道中心線を移設し軌道

茨城縣

條を變更し軌道敷を混凝土版鋪装し且一條線自南一條西三

○常南電鐵

根崎阿見間軌道運輸營業廢止及阿見村地内軌道起業廢止許可

丁目七至同西四丁目一間三一米一六七に軌道を變更し軌道數を鋪装せんとするの件は一月十二日監第七八一三號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○士別軌道 運輸營業休止許可

士別軌道株式會社申請に係る降積雪の爲線路凍結し運轉不能に付自昭和十二年十一月二十六日至同十三年四月三十日間、士別奥士別間全線に亘り運輸を休止せんとするの件は一月十二日監第七九二〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。

常南電氣鐵道株式會社申請に係る、根崎阿見間軌道運輸營業廢止並に阿見村地内未開業線の起業廢止の件は同會社營業不振の爲債務の支拂不能にして財政上繼續するに堪へざる状態にあるを以て事情已むを得ざるものとし昭和十二年十二月二十四日監第八、〇六一號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。尙右運輸營業廢止は昭和十三年一月二十三日迄に之を實施すべきものとす。

東京府

○武藏中央電鐵 川原宿間假線使用期限延

期認可

花巻溫泉電氣鐵道株式會社申請に係る山ノ神、第二歲ノ

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る八王子市追分町、

神及第二二ツ堰木造橋を鐵筋コンクリート構橋に改築するの件は一月十二日監第七八一〇號を以て内務鐵道兩大臣より

運轉中の處別途假線を本線に變更認可申請中に付同認可の

日まで假線使用期限を延期の件は昭和十二年十二月六日監
第四九六五號を以て同延期期限を昭和十二年十二月十六日迄
とし内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○武藏中央電鐵 川原宿 間 軌道工事竣功期

追分
限延期許可

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る八王子市追分町淺
川町川原宿間は複線特許區間の處現在假線として單線運轉
中なるが、同假線を本線として變更認可申請中の爲め本區
間工事の竣工期限延期の件は客年十二月六日監第四、九六
四號を以て同竣工期限を昭和十二年十二月十六日迄とし内
務鐵道兩大臣より許可ありたり。

○武藏中央電鐵 川原宿 間 軌道線路及工事

方法變更認可並特別設計

許可

武藏中央電氣鐵道株式會社申請に係る八王子市追分町四
五番地、淺川町川原宿一五八番地間現在假線（單線）とし
て運轉中の處之を本線に變更し且軌條を道路の一方に偏倚

せしめ、横山驛前御陵前停留場の勾配を千分の十より急な
らしむる特別設計の件は客年十二月六日監第四九六六號を
以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○東京市電 工事方法變更認可並特別設計

許可

東京市申請に係る黒船橋停留場及其の安全地帶の位置變
更並同停留場勾配に關する特別設計の件は十二月十六日監
第五一五八號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありた
り。

○東京市電 黑船橋一丁目 間 電氣工事方法變

更認可

東京市申請に係る三筋町、黒船橋三丁目間架空複線式を單
線式に變更するの件は昭和十三年一月十二日監第七、八〇

〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○東京市電 赤坂表町停留場工事方法變更及

假設工事認可並特別設計許可

東京市申請に係る赤坂表町停留場位置を東京高速鐵道地

下鐵道工事の爲位置變更し尙舊停留場、安全地帶を廢止して新停留場に假安全地帶を設置するの件及澁谷驛方向停留

場の勾配に關する特別設計の件は假設物使用期限を昭和十三年八月三十日迄とし客年十二月十四日監第五、一五七號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

○京成電軌 信號機設計變更及位置變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る荒川第一五號信號機外五は二位式信號機なる處今回三位式信號機に變更し且四ツ木第二一號信號機外二の建柱位置を變更せんとするの件は客年十二月十七日監第五、一八二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京成電軌 軌道工事方法變更認可

京成電氣軌道株式會社申請に係る押上起點六糸二一九地

點に府縣道新設の爲踏切道を新設し同踏切保安設備として

遮斷機及警報機を設置し且電車線路支持鐵柱一基を撤去し

て新たに三角形鐵柱を新設せんとするの件は一月十四日監第七、八一二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

神奈川縣

○横濱市電 車輪臨時設計變更認可

横濱市申請に係る四輪電動客車十二輛を南京陥落祝賀の爲め花電車に車輛構造を變更し五日間運轉使用的件は客年十二月十四日内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○京濱電鐵 軌道電氣工事方法變更認可

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る軌道線子安驛横濱驛間は軌道線鶴見變電所より饋電なし居る處電車線電壓降下を防止するため鐵道線日ノ出町變電所よりも該區間に饋電せ

○東京市電 芝區田村町二丁目地先軌道假設工事認可

東京市申請に係る自芝區田村町二丁目一至同區同町二丁目一三間複線延長六七米に於て東京高速鐵道株式會社施行地下鐵道工事に伴ひ軌道假設工事施行せんとするの件は右假設物使用期限を昭和十三年六月三十日迄として一月十四日監第七、八〇一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

んとするの件は昭和十二月十四日監第五、一九〇號を以て
内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

長野縣

○上田温泉電軌 諏訪形停留場廢止認可

上田温泉電軌株式會社申請に係る上田、別所温泉間軌道

線に於て諏訪形停留場は上田城下間千曲川築堤道路側に在
り交通量少く特に城下停留場に接近せる爲其の必要な爲
め廢止せんとするの件は昭和十三年一月七日監第七、八〇
八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

京都府

○京都市電 軌道工事方法變更認可並軌道
運轉保安規程例外取扱許可

京都市申請に係る四條大宮及烏丸今出川の兩交叉點に軌
道常置信號機として矢印燈を設備するの件及軌道運轉信號
保安規程に依る例取扱許可申請の件は一月十二日監第七、
八〇二號を以て内務鐵道兩大臣より認可並許可ありたり。

大阪府

○大阪市電 天満橋善源寺町線工事方法變

更認可

名古屋市申請に係る下之一色線と築地線との連絡及待

避線を敷設して運輸の圓滑を期せんとするの件は一月十四
日監第七九六九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり

滋賀縣

○京阪電鐵 三井寺停留場聯動裝置變更認可

京阪電氣鐵道株式會社申請に係る三井寺停留場聯動裝置

を變更せんとするの件は一月十四日監第七、七九七號を以
て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 西野田福島線工事方法變更認可

大阪市申請に係る西野田、福島線中延長五四七米に中央式電車線柱を側柱式に變更せんとするの件は一月十二日監第七、七九九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 谷町、今橋天溝橋兩線工事方

法變更認可

大阪市申請に係る天溝橋交叉點附近道路改築に伴ひ電車線柱三基を移設せんとするの件は一月十二日監第七、八〇七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 壠筋線工事方法變更認可

大阪市申請に係る天溝橋交叉點附近道路改築に伴ひ電車線柱三基を移設せんとするの件は一月十二日監第七、八〇七號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大阪市電 曾根崎天溝橋筋線工事方法變

更認可

大阪市申請に係る高速電氣軌道第一號線中長居變電所及上住吉開閉所長居變電所間送電系統を新設せんとするの件は一月十二日監第七、七八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 神戸線工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線中猪名川堤防上を五〇延丁型を四五延丁型に變更せんとするの件は客年十二月十七日監第五、一八四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○南海鐵道 中野停車場保安設備設置認可

南海鐵道株式會社申請に係る平野線中野停車場に涉線新

設に伴ひ保安設備設置せんとするのは件は客年十二月二十一日監第七、九七八號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

ロスシート及彈性車輪を新造し同時に手用制動機設備を既認可全車輛と同様省略するの件は十一月三十日監第四、九四六號を以て内務鐵道兩大臣より認可玆許可ありたり。

○南海鐵道 大濱支線電氣工事方法變更認可

南海鐵道株式會社申請に係る大濱支線電車線路の支持物の一部を變更せんとするの件は一月十四日監第七、八一一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵 庫 縣

○阪神急行電鐵 工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線に於ける車輛增

加並に運轉方法の變更等に依り車輛運轉の圓滑及保安を期する爲園田停留場附近の自動閉塞信號機の増移設及西宮北口停留場の聯動裝置を一部變更するの件は十二月九日監第五、一四三號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○神戸市電 電動客車設計認可並

手用制動機省略許可

神戸市申請に係る軌道用電車々輪としてボギー車十輛ク

阪神急行電鐵株式會社申請に係る神戸線夙川停留場内側

○阪神電鐵 車輛設計變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る現在新設軌道線に使用中の撒水車一輛貨車二輛を道路併用線に使用のため設計一部變更せんとするの件は一月十二日監第七、八五九號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 本線所屬電動車を國道線北大阪

線並に甲子園線に乘入運轉認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る現在新設軌道線に使用中の車輛を一部設計變更の上併用軌道線（國道線北大阪線並に甲子園線）に乗入使用せんとするの件は一月十二日監第七、八六〇號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神急行電鐵 神戸線夙川停留場設計並

更認可

ポイントを背向分岐に變更の爲め配線を變更せんとするの件は客年十二月十七日監第七、八五二號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○阪神電鐵 國道線東神戸停留場保安設備

變更認可

阪神電氣鐵道株式會社申請に係る國道線東神戸(終點)停留場保安信號裝置を一部變更せんとするの件は一月十四日監第七、八〇六號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

香川 縣

○四國水力電氣 軌道中心線變更認可

四國水力電氣株式會社申請に係る築港前公園前間軌道線路最小曲線半徑「萬一鎖二十節」は實測の結果誤差發見せし爲「二十三米」に變更せんとする件は一月十二日監第七、八〇四號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

福岡 縣

○朝倉軌道 瓦斯倫動力併用並瓦斯倫客車

設計認可

朝倉軌道株式會社申請に係る蒸氣機關車を瓦斯倫客車に變更し貨物列車に付ては從來通蒸氣機關車を使用運轉せんとするの件は一月十日監第七、八〇五號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○九州鐵道 電氣工事方法變更認可

九州鐵道株式會社申請に係る福岡、津福間軌道用として施設の第一變電所と東邦電力簗島變電所間の送電線を維持容易ならしむる爲一部變更せんとするの件は客年十二月十六日監第七、八二一號を以て内務鐵道兩大臣より認可ありたり。

○大牟田電軌

三池町 間及 四ツ山道
旭町 間及 荒尾海水浴場間

軌道起業廢止許可

大牟田電氣軌道株式會社申請に係る未成區間三池町旭町間及四ツ山道、荒尾海水浴場間は輓近自動車運轉事業の發達に依り必要無きに至りたるを以て起業廢止せんとするの件は客年十二月十七日監第四、五八〇號を以て内務鐵道兩大臣より許可ありたり。